

関西大学大学院会計研究科 入学試験問題

2007 年度一般入試（3 月募集）素養重視方式（小論文型）

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 13 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分です。試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、P H S 等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料を読んで以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) ① F参考人が強調する点を簡潔にまとめなさい。
② T参考人が強調する点を簡潔にまとめなさい。
③ S参考人が強調する点を簡潔にまとめなさい。
- (2) すべての参考人に共通する見解を述べなさい。
- (3) 3人の参考人およびHa委員の意見を参考にして共謀罪の策定に関してはどのような配慮が必要であると考えますか。
- (4) 3人の参考人およびHa委員の意見を参考にして共謀罪の運用に関してはどのような配慮が必要であると考えますか。

資料〔第164回国会 衆議院 法務委員会 第22号（平成18年5月9日（火曜日））
会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○委員長 これより会議を開きます。

第百六十三回国会、内閣提出、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律案並びにこれに対する Ha 君外二名提出の修正案及び Hi 君外二名提出の修正案を一括して議題といたします。

本日は、各案審査のため、参考人として、中央大学法学部教授 F 君、日本労働組合総連合会副事務局長 T 君、ジャーナリスト S 君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

○F 参考人 おはようございます。中央大学法学部教授の F でございます。

本日は、参考人としての意見を述べる機会を与えてくださいまして、まことにありがとうございます。私の専門分野は刑事政策でございますので、刑事政策的な観点から意見を述べさせていただきます。

まず、政府案ですが、政府案は、国際組織犯罪防止条約の要請を踏まえ、現行の組織的犯罪処罰法の構成にのっとって立案されたものであり、基本的には賛成ですが、これまでの国会における議論を踏まえ、本日は、共謀罪に関する与党修正案と民主党修正案に焦点を絞って意見を述べることにしたいと思います。

まず、与党修正案は、一、共謀罪の対象となり得る団体を、長期四年以上の犯罪等を実行することを目的とするものに限定する、二、共謀に加え、一定の外部的行為が行われたことを処罰条件とする、三、運用に当たっての留意事項を加えるというものであり、いずれも条約で許された内容であると理解されます。

これに対して、民主党修正案は、一、共謀罪の対象となり得る団体を、長期五年を超える犯罪等を実行することを主たる目的または活動とするものに限定する、二、共謀罪の対象犯罪について、性質上国際的な犯罪であり、かつ、法定刑が長期五年を超える犯罪に限定する、三、共謀に加えて予備行為が行われなければならないものとする、四、運用に当たっての留意事項を加えるというものでありますが、最後の留意事項のほかは、いずれも条約上許されないものであると考えます。

以上を前提にして、私は、政府原案、与党修正案に賛成し、民主党修正案に反対する立場から意見を述べることにいたします。

まず、基本的な視点でございますが、国際的な威信という視点から申し述べます。

今回の法案の大きな目的は、国際組織犯罪防止条約の締結に伴って必要となる法整備のために提案されたということあります。この条約は既に百十を超える国々が締結しておりますが、我が国は、既に三年前に条約の国会承認を終え、必要な法整備に係る法案も同時期に提出されたにもかかわらず、同法案が成立していないことから、いまだ締結ができ

ない状況にあります。

世界各国が組織犯罪に立ち向かうために共通の枠組みをつくる努力をしている中、我が国は先進国の中でもひときわ条約の締結がおくれておりますが、早急に法整備を終え、条約を締結しなければ、我が国の国際的な威信にかかわることになると思います。したがって、これだけ締結がおくれたあげくに、仮に民主党が主張するような条約に違反する内容の修正がなされるとなれば、我が国は国際的に相手にされなくなると言っても過言ではないと思います。

次に、世界レベルの標準化、グローバルスタンダードという視点ですけれども、国際組織犯罪防止条約は、一定の犯罪を行うことの合意を犯罪とすることを義務づけております。そして、この共謀罪の対象となる犯罪は、条約上、重大な犯罪として、長期四年以上の拘禁刑またはそれより重い刑を科することができる犯罪と定義されており、また、国際的な性質とは関係なく定めると規定されているところであります。

したがって、この条約が求めているのは、それが国際的な性質を有する犯罪か否かを問わず、このような重大な犯罪を実行することの共謀を犯罪としなければならないということであり、これが、まさに国際組織犯罪対策の世界標準、グローバルスタンダードとして定められたゆえんであります。

確かに、我が国これまでの刑事法では、実行の着手前の共謀や陰謀を処罰するのは例外的であったかもしれません、この条約が世界各国に義務づけていることや、既に百十を超える国がこの条約を締結していることから明らかのように、少なくとも、組織犯罪に対抗するためには、犯罪の共謀の段階から処罰するというのがむしろ現代における刑事法の世界標準である言ってもよいかと思います。我が国の刑事法のあり方も、旧来的な発想ではなく、このような世界標準に合わせていくことこそが求められているのではないでしょうか。

次に、人権への配慮という歩み寄りの視点でございますが、処罰を強化するということばかりでは国民の理解も得られにくいし、刑罰法規の人権保障機能への配慮も必要であると私は思います。

この点についての私の考え方は、ある罰則を策定するときに生ずる種々の懸念の多くは健全な運用によって解消されるべきであるということであります。

罰則、特に組織犯罪に対抗するための刑罰法規を策定しようとする場合、これまで起きた犯罪だけではなくて、これから起きる犯罪を漏れなく取り込めるようにしておかなければならぬのではないかと考えます。絞り込み過ぎてしまって肝心なものが抜けるよりも、ある程度の余裕ないし幅を持ってつくっておき、さまざまな懸念については運用面で適切に対応すべきではないかと考えるわけです。

その意味で、思想及び良心の自由や団体の正当な活動の関係で共謀罪の適用に当たっての留意事項を加えた与党や民主党の修正案は、評価されるべきであると思います。

次に、各修正項目の評価についてでございますが、まず、団体の限定について申し述べ

ます。

国際組織犯罪防止条約は、共謀罪の対象犯罪について、「組織的な犯罪集団が関与するもの」という限定をつけることを認めておりますが、この「組織的な犯罪集団」とは、「一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」と定義されております。

与党修正案における団体の限定はまさにこれに従ったものであり、妥当な内容であると評価いたします。

他方、民主党の修正案は、この組織的な犯罪集団について、長期五年を超える犯罪を行うことをその主たる目的または活動とするものにしていますが、そのような内容では条約に違反するものと理解されます。

現実問題としても、民主党案では、例えば、人身売買の罪であるとか、出資法の高金利受領罪であるとか、入管法の集団密航者を不法入国させる罪等の組織的な犯罪集団によって実行されることの多い犯罪を実行することを目的とする団体が除外されてしまうことになりますが、このような限定は、国際的な威信という観点、世界レベルの標準化という観点からも不相当であると考えるところでございます。

次に、重大な犯罪の限定、国際的な犯罪への限定をしている民主党案についてでございますけれども、民主党の修正案は、国際犯罪防止条約が長期四年以上の犯罪を共謀罪の対象犯罪としなければならないと義務づけているのに、その対象犯罪について、長期五年を超える犯罪とし、かつ、条約が禁止しているのに国際的な性質を有する犯罪にだけ限定しています。

民主党の修正案は、条約の締結に必要な法整備でありながら、あえて条約に反する立法をしようとするものであると言わざるを得ませんが、いずれにしても、国際的な威信という観点や世界レベルの標準化という観点からは不相当であると考えます。

特に、国内犯罪を除外して、国際的な犯罪だけに限定しているという点については、これが条約に反することはもとより、法制度のあり方から見ても、重大な犯罪を外国で実行しようという共謀が行われた場合や、重大な犯罪を実行しようという共謀が外国で行われた場合は処罰できることにしながら、肝心の重大な犯罪を日本で実行しようという共謀が日本で行われた場合は処罰できないこととなり、我が国が定める刑事法のあり方としては不合理であると考えます。

次に、犯罪に資する行為の付加についてでございますけれども、国際組織犯罪防止条約は、共謀それ自体を犯罪として処罰することを義務づけた上で、その際、国内法上必要であるならば、例外的に、共謀に加えて、合意の内容を推進するための行為を伴うという要件をつけることを認めているところ、与党修正案は、この要件を採用し、実行に資する行為が行われたことを処罰条件、すなわち共謀を処罰するための条件とするものであり、妥当であると評価します。

他方、民主党の修正案は、共謀に加えて予備行為が行われなければならないものとして

いますが、そもそも、予備罪における予備行為は、その行為自体が処罰の対象となるものであり、また、予備罪における予備行為と言えるためには、犯罪の実現にとって客観的に相当程度の危険性を備えたものであることが必要であるとする裁判例もあることを考えますと、結局、民主党の修正案は、この予備行為自体を処罰の対象としているに等しく、共謀それ自体を犯罪として処罰することにならないのではないかという疑問があります。したがって、このような修正は、共謀それ自体を処罰せよと義務づけている条約の趣旨に反するおそれがあり、国際的な威信という観点や世界レベルの標準化という観点からしても不相当であると考えます。

以上のことより、我が国の国際的な威信を維持するためにも、一日も早く必要な法整備を行って条約を締結することが急がれる中、世界レベルの標準化の視点から、条約で許される範囲の与党修正案が提案され、その内容は、人権への配慮という観点からも十分なものであると考える次第です。

したがいまして、早急に与党修正案の内容で法整備が実現されるべきであるというのが私の結論でございます。

ちょっと急いで話をしましたが、以上でございます。(拍手)

○T参考人 連合本部で副事務局長を務めておりますTと申します。

きょうは、発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、三十二年前に、中堅の旅行会社で労働組合を結成するその中心メンバーとして参加をして、以来、企業内の組合、産業別労働組合、そしてナショナルセンター連合の役員として活動してまいりました。そして、それぞれの段階で具体的な労使交渉、ストライキ、労使紛争を数多く体験してきたところでございまして、そうしたこれまでの経験を踏まえて、労働組合の現場から、共謀罪で危惧する点について、二つに絞って申し述べることにさせていただきたいと思います。

一つは、労働組合の活動が犯罪とされる危険性についてでございます。

労働組合を結成する場合、いろいろな動機がありますけれども、給料が安い、深夜までの残業、残業代が払われない、有給休暇がとれない、あるいは風通しのよい会社にしたい、いろいろな動機から労働者が自主的に集まり、労働組合を結成いたします。結成いたしましたと、直後に、その旨を会社に通告しに参ります。

その際、これを機に労使で力を合わせて立派な会社にしていこうというふうに真摯な対応をされる経営者もたくさんいらっしゃいますけれども、残念ながら、正常な労使関係をつくろうとしないといいますか、逆上する経営者が時々いるのが現実でございます。

例えば、おれの目の黒いうちは労働組合なんか認めない、会社の敷地から出でていけとか、飼い犬に手をかまれたというふうに労働組合を敵視する、団体交渉に応じないで逃げ回る。仕方がないので我々も追いかけて、社長、団体交渉に応じないのは労働組合法違反ですよ、残業代を払わないのは労働基準法違反ですよというふうに言っても馬耳東風であります。

うちは労働基準法に加盟していないとかとわけのわからないことを言う経営者、社長さえいらっしゃるわけであります。

渋々団体交渉に応じても、のらりくらりで時間が経過をする、徹夜交渉になる。逃げ帰らないかと、組合の役員がトイレまでついていくような始末であります。組合の要求を前向きに検討するから暫時休憩と言って、そのまま自宅に帰ってしまう。やむなく、自宅まで行って交渉の継続を求める。余りにも理不尽な対応を糾弾するために、やむにやまれず、会社の不当性を訴えたチラシを会社の門前や街頭で配る。

このように、正常な労使関係を築くまでの間、難儀する事例が労働組合結成の現場ではよく見られるのでございます。しかも、そんな場合、面会強要だ、営業妨害だ、一一〇番するぞと大騒ぎする社長さんが少なくありません。

もちろん、私は、こうした労働組合の行動は至極当然であります。普通の正当な労働組合の活動だというふうに考えております。けれども、外見上、組織的な強要だ、監禁だ、威力業務妨害、信用毀損、業務妨害というふうに言われかねないわけであります。与党修正案では、普通に活動している一般の労働組合や民間団体について共謀罪は成立しないというふうに説明されていますが、普通、一般と、一体だれが認定するのでしょうか。法律が成立してしまうと、往々にしてそれがひとり歩きし、捜査当局の恣意的な判断が優先されるおそれがあります。

しかも、組合の会議で、社長が誠実な交渉に応じなければ、自宅まで出かけていって社長が決断するまで交渉を継続しようとあらかじめ合意、確認したことが、組織的な監禁、組織的な威力業務妨害の共謀罪にされる可能性があること自体、労働組合の常識としては到底考えられないわけであります。

考え方だというふうに指摘されるかもしれません、現に、十数年前でしょうか、全国一般労働組合でストライキ中の会社前抗議行動の最中に、威力業務妨害で労働組合役員が逮捕されたことが何件か発生をしておりましたし、ごく最近でも、浦和や大阪で、強要罪、威力業務妨害罪で別の労働組合の役員が起訴されている事実をつけ加えておきたいと思います。

二つ目は、自首減免規定についてでございます。

法律の用語では自首減免制度と言うそうでありますけれども、普通、社会生活上ではこれを告げ口、密告と呼んでおりまして、我が国では軽蔑した響きを伴った言葉として受けとめられております。

労働組合を嫌悪する経営者は、時として脱退強要の不当労働行為を行います。あからさまな脱退強要だけではありませんで、君の将来にプラスにならないとか、組合に入っているうちは昇進させられないと、利益をえさに脱退を示唆するものであります。

そもそも、不当労働行為は会社の犯罪であり、許されるものではありませんけれども、人間弱いもので、利益を目の前に見せられると、情けないことに心が動きがちなものであります。仲間を裏切るようで悪いな、けれども会社ににらまれるのも怖いなと思ふ悩み

ながら、やむなく脱退をするという者も出てきますし、中には、会社に取り入ろうと御追従する者すら出てまいります。そして、残念なことに、労働組合内部の情報を逐一会社に告げ口するスパイのような人間があらわれるときがあるのでございます。

私は、明治生まれの警察官であった父から、告げ口はみつともない人間のすることだと教えられ、育ちました。強きをくじき弱きを助けるのが人の道であり、おのれの保身のために告げ口をするような、強きにおもね弱きを足げにするような人間は最低だと教えられました。

私は、このような考え方は我が国の誇るべき思想、哲学だと思うのです。告げ口、密告を奨励するような法律は、日本の風土に根づいた道徳観に反するもの、日本人の法意識、法文化になじまない、言うならば、日本の品格を損ねるものだと思います。

結論を申し述べます。

与党の修正案を拝見いたしましたが、労働組合の立場から見ますとわかりにくい内容となっております。むしろ、共謀罪の対象となる団体や対象となる重大な犯罪について厳格に限定をする、自首減免規定についても重大な犯罪に限る、共謀罪の成立について予備行為を要件とするなど、民主党の提出された修正案がより日本社会の常識に合致した内容だと思います。

さまざま、これほど問題点が浮き彫りになっている法律案ですから、まさか新聞報道のように、この参考人質疑を終えてすぐ採決されることはないでしょうが、ぜひとも大方が納得できる内容に修正されますよう審議を尽くしていただきたいことを申し添え、意見表明にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○S参考人 Sでございます。

きょうは、意見を申し述べる場を与えていただきまして、ありがとうございました。

F参考人とT参考人が極めて具体的な法的解釈及び現場の事例をお話しなさいました。私は、ジャーナリストとしてさまざまなことを取材してきた立場から、一般論としてこの共謀罪について述べてみたいと思います。

日本で、あるグループが共謀して日本国民の命を危うくしたり危害を加えたりするケースとして典型的に私が思い浮かべるのは、オウム真理教の事件と北朝鮮による拉致事件でございます。疑問は、なぜこうした事件を日本国は防ぐことができなかつたのかということです。

例えば、ある人は、このようなことを防ぐ法律がないんだというふうに言います。北朝鮮の拉致工作員が日本国に入国して捕まった場合も、彼らを逮捕できる法的根柢としては、出入国管理法違反であるとか外為法違反、極めて微罪で、実刑一年、執行猶予三年でみんな釈放されてしまうわけです。ひどい場合には、彼らは、日本国潜入に使ったゴムボートであるとか通信機器を私有財産であるからといって要求して持って帰る、それを日本国は

取り締まることができない。こういう現実があるときに、共謀罪のようなものはやはり必要なのかなと思わざるを得ない面は確かにございます。

しかし、それと同時に、今回の法案を見ますと、これが国連の条約に合わせて国内法として整備するという側面は十分に理解できるのでありますけれども、もしかして、この国連条約の域を超えている部分があるのではないか、日本の法体系になじまない面があるのではないか、もしくは、組織犯罪集団というけれども、本当にそれが組織犯罪集団にだけきちんと限られているのか、もしくは、これは拡大解釈されて、共謀しましたね、あなた、うなずきましたねというふうな、一種の心の問題にまで、内面の問題にまで踏み込んでいく危険性はないのか、こうしたことを慎重に考えなければならないだろうと思います。

なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、例えば、私たちは個人情報保護法案というものを体験しております。これは一年前に導入されました。そして、今や、これがどのような使われ方をしているかというのは、多分議員の皆さん方も、これは幾ら何でも行き過ぎじゃないのという事例が全国津々浦々、少なくないわけですね。だれも、法律をつくるとき、このような事態が出現するとは恐らく考えなかつたであろうというふうに思います。

もう一つ私が心配しているのは、このところ随分と国会で議論になりました人権擁護法案のことございます。

人権擁護法案は、御案内のとおり、だれかが差別を受けた、嫌がらせを受けたとされることを人権擁護委員に通報して、人権擁護委員から人権委員会に通報して、それが認められれば当該本人は調べられるというものでございます。これはもう公正取引委員会と同じ強い権限を人権委員会が持ちますから、これを拒否すれば罰則を科せられるわけでございますが、これも私たちはさんざん議論してまいりましたけれども、人間の心の問題に踏み込んで、これは差別ですねということを言ってしまうわけですね。

心の問題を法律で規定することは極めて難しい。難しいがゆえに、人間は往々にして過ちを犯す。だから、各国での人権擁護というのは極めて具体的な個別法に基づいて行われているわけであります。今回のこの共謀罪も同じような問題を含んでいるのではないか。もしそうだとするならば、ここに私たちは留意をして、しっかりと歯どめをかける必要があるんだろうなということを感じております。

もう一つ。例えば、自民党も共謀罪に関しては、共謀罪に資する行為というふうな歯どめをおかけになりました。これは私は評価したいと思いますし、民主党の方は、予備行為、準備行為ということを言いました。これも私は評価をしているわけです。私は、この二つの案の細かい相違ということを、重箱の隅を針でつつくような議論は実はしたくないのでありますし、私の心の中で考えていることは、もしここで、歯どめをかけましたよ、規定しましたよということでみんなが納得してこの法律をつくったと仮定いたします。その後一体どうなっていくか、これは住基ネットで非常にはっきり出ているわけですね。

住基ネット、私は、全国でいろいろなところを駆けめぐって、あの住基ネットシステム

に反対をした本人でございます。そのとき、総務省とさまざまなやりとりをいたしまして、総務省は、いえ、この住基ネットはごく限られた政府の事務に使うんですということから始まりました。それで、導入されて五年目になろうとしているわけですが、今、すべての政府事務にこの住基ネットが使用されているわけですね。範囲が飛躍的に拡大されました。途中で変えられていくことについては、議員の皆さん方もほとんど留意なさらない。メディアもほとんどこれを報ずることがない。知らないうちにわっと広がっていっているわけですね。

ですから、私は、日本国民を守るという意味での、共謀罪という法律の名前そのものがかなりおどろおどろしいわけではありますけれども、この趣旨は大事なものだとは思うんですけども、しかし、それを安易に導入してしまった後でどこまで拡大するのかということについて、過去の事例を見れば、少なくとも、この会場にいるだれも責任を持つことはできないだろうということが予想されます。

したがって、私は、民主党案の限定しましようということに非常に強い共感を覚えつつ、自民党の皆さん方にもしっかりととした歯止めをかけていただくような法的措置をこの中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○Ha 委員　自由民主党の Ha でございます。

本日は、F、T、S 参考人の三人の皆様には、当委員会に御出席を賜りまして、大変貴重な御意見の開陳を賜りました。本当にありがとうございます。

特に、まず F 参考人のお話でありますけれども、私どもが、これまでの審議経過を踏まえて与党としての修正案を出させていただきました。その内容についてその趣旨を十分御理解を賜って評価をいただいたなということで、心から感謝を申し上げているところであります。

念のためお聞きをしたいのでありますけれども、政府原案について F 参考人はどこに問題点があるというふうに現在お感じでありますか。

○F 参考人　お答えいたします。

政府原案そのものが問題だということではございません。といいますのも、もともと、既に国会で承認されて条約の締結段階に至っているこの法律をどうするかという問題が前提にありますので、そういう意味で、政府案がそもそもつくられた動機を考えますと、そのあたりでの問題点はないと思うんです。

ただ、共謀罪そのものを処罰するという点では政府案はそのままになっておりますが、今いろいろと御意見がございましたように、あるいは本委員会での審議記録等を見てみますと、どうしても、それが国民一般に納得できるような形になっているかというと、必ずしもそうではないだろうというのがマスコミ等の中心となっている問題提起でございまし

て、そういう点から我々専門家が見ますと、やはり共謀罪そのものを処罰する、これは当然だと思うんですね。

すなわち、内心の自由といいますけれども、それは、今の刑法のシステムそのものが個人が犯罪を犯すことを前提につくられた法律でございますから、個人が、一人が、一罪で、故意で、既遂であるということまで前提にして刑法はつくられているわけです。この一九〇七年につくられたいわゆる百年前の刑法でもって新しく今生起している組織犯罪に対して対応するというのは、そもそも無理なんでございますね。

そして、国際的な条約から見れば、共謀罪を制定しなさいということになっているわけですから、そういう意味で、政府原案そのものは我々専門家は理解できると思うんですが、ただ、一般に誤解を生じますから、それならば処罰条件で犯罪に資する行為という形で置いて、オーバートアクトを入れておいて、それで少し限定をしてわかりやすくしよう。そういう意味では、与党修正案の方が一步進んでいると思いますので、別に政府原案がおかしいと思っているわけではありません。

○Ha 委員 これは、昨年の通常国会で、実は与党側で政府原案について、法律の専門家としての立場から、さまざまな疑義があるのではないだろうかと。要するに、だれでも同じように読んで同じ解釈にたどり着くか、その辺について誤りがないようにしておきたいということを私がトップバッターになって申し上げたところであります。その後の特別国会でも審議をされまして、今回の通常国会に与党の修正案として提案をさせていただいたという経緯がございます。

そこで、S参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほど、人権擁護法案の問題について、これがそのまま提案されるということに対しては大変な問題がありますねということで御意見をちょうだいいたしました。

私も、昨年、自民党の法務部会等の関係部会で、まさに人権侵害の定義のあいまいさ、あるいは行政機関である人権委員会を設置したことによって逆に行政機関が人権侵害について判定をすることになると、例えば、一つの事案について何らかの判断がなされれば、ほかのケースにも同じ判断が及んでしまう。司法機関でないところが人権侵害を判断するということの危険性、それをより個別具体的に対応するべきではないかという意見を申し述べました。そういうことがたまたま、S参考人がたしかサピオか何かに私どもの名前を挙げて述べておられました。そういう意味では、同じ立場で大体こういった大事な法案の審議には関係をしてきてているということだと思います。

そこで、私どもの与党の修正案というのは、組織犯罪集団によるいわゆる重大犯罪の共謀を処罰の対象とする、要するに組織犯罪の共謀罪というふうに呼ぶのがいいだろう、こういうふうに思っているところであります。また、現実に法案の中ではそういう見出しつけているところでありますて、単なる共謀罪ではない。

さらに、組織犯罪集団という用語を採用するかどうか。ただ、この解釈が非常に広がっ

てまいります。そういう言語に対して非常に厳しい感覚をお持ちの S 参考人、もし組織犯罪集団を定義するとすれば、国民に誤解がないようにするための表現としてはどういうことがよろしいでしょうか。

○S参考人 組織犯罪集団を定義せよという御命令でございますけれども、私は法律の専門家でもありませんので、これはなかなか難しいお尋ねだというふうに思います。

自民党案は組織犯罪を犯す同じ目的のグループというふうに書いてあると思いましたけれども、私は、民主党が、共謀をして予備行為までも行っているということをつけ加えておりますけれども、そこまで踏み込めば、自民党は共謀罪に資する行為という、ほとんど同じ意味なんでしょうけれども、もっと漠としたものであると思います。

予備行為ということを入れればもうちょっと具体的になるのではないか。例えば何か武器を買う、これは本当に難しい話ですね。例えば武器を手に入れるためのお金をどこかでおろしてきた、これは予備行為と言えるのかどうか。どこかのホテルをとって犯罪行為をお互いに話し合う、そのホテルの予約が予備行為と言えるのか、資する行為と言えるのか。これは非常に難しいわけでございますので、私は、さっき申し上げましたように、細かい言葉を参考人として吟味するというよりは、日本で今までに施行してきた法律が、意図されていた次元よりもはるかに超えて広がって適用されている、解釈されている。そのことは、この共謀罪の場合、余り解釈されると、言論の自由であるとか表現の自由までも圧迫してしまう危険性がございます。これはだれも望んでいないことあります。だから、きちんとした歯止めをかけるということに力を注いでいただきたいというふうに申し上げました。

○Ha 委員 ありがとうございます。

なかなか一般の市民の方々が法律を読みこなすというのは大変難しいものですから、定義というのを非常に大事にしなきゃいけない。これは法律家の立場であります。

そういう意味では、構成員の継続的な結合の基礎となる目的が重大な犯罪を実行することがある集団、こういうふうに私どもはこれを理解し、そのような定義のための修正案を出して、結果的には組織犯罪集団の重大犯罪の共謀を処罰する、要するに適用範囲を限定しようという、そのための修正案であります。

そこで、まず国際組織犯罪防止条約そのものの締結に S 参考人は反対なのかどうか。あるいは、世界各国におけるテロ対策についてどのようにお考えであるか。一応、理解できないわけでもないというお話をありましたので、念のためお伺いをいたします。

○S参考人 私は、この条約に自民党も民主党も賛成して締結したことについては賛成であります。それは認めたいというふうに思います。

ただ、テロといいましても、テロというのは場所を選ぶわけですね。テロが日本でいき

なり起きるかというとこれは起きないわけで、起きないというか、起きる可能性、蓋然性は今のところ低いわけですね。ですから、ほかの国々と全く同じレベルでこの条約を日本に適用して、それを国内法に移しかえていくということがいいのかどうか。そのプロセスの中で、先ほど来申し上げておりますように、日本国の、日本国民の特質といいますか、日本国官僚の特質といいますか、そうしたものを見ちんと踏まえることが大事なのではないか、それが政治の役割ではないかというふうに思っております。

私は、この条約そのものに反対するものではありません。

○Ha 委員 念のため、もう一度お伺いいたしますけれども、政府の原案に対しての修正案が、今、与党からの修正案と民主党からの修正案と二つ出ております。先ほど F 参考人から、刑事政策あるいは刑法の専門家のお立場から、条約との抵触関係ということで指摘がありました。

すなわち、私どもは、法定刑を長期四年以上のものということで、条約上そういうふうに定められていますのでそれを対象とする。それから、共謀を処罰の対象とする。ただし、国内法の整備の関係で、いわゆる合意の内容を推進する行為ということを条件に付加することは条約上認められている。それから、越境性ということについては、これは国際的な対処の関係で、条約上そういう要件を設けることは認めない、こういう条約の制限があるわけであります。そういうことを踏まえて、国内法の整備をするということの作業をした。しかし、構成要件の解釈が非常に広がってしまう、一般の方からは理解ができないというところを極力なくすという努力の中で、与党の修正案というのを取りまとめさせていただきました。

この与党の修正案についての御評価をお願いしたいと思います。

○S 参考人 与党の修正案につきましては、私は評価をしていると申し上げました。

ただし、これは繰り返しになりますけれども、日本国官僚の体質であるとか、これまでの法律を施行してきた経験から、民主党が、限定をしよう、範囲を狭めようとしている、その努力は私は非常に大切なのだというふうに思っております。

ほかのどの国で、例えば個人情報保護法を通したと仮定して、卒業生の名簿もつくることができない、学生が教授の住所を聞いても個人情報だから教えない、救急車で運ばれた病人のお見舞いに行っても、個人情報だから何号室に入っているか教えないというふうなことが起きるかどうか。これは、ほかの国では起き得ないと私は思うんですね。しかし、実際に日本ではそういったことが起きている。

つまり、こうですよと決めたら、その方向にだあっと走っていくという癖がなぜかこの国にはあるんですね。それは恐らく、今まで官僚の皆さん方、政府の皆さん方が国民に情報を与えないことをよしとして、よらしむべしという政策で来た、そのなれ合い体質みたいなものが私たちの中に残っているからだろうと私は思います。

これはどちらがいいとか悪いとかいうことではないんですけども、そのような国柄というものが一つあるときに、やはり、民主党が考えているような、できるだけこれは限定していきましょう、注意をしていきましょうという慎重さは忘れてはならないものだというふうに思っております。

ただ、国際法上、自民党がなさった修正案の法的な整合性というものについては敬意を表したいと思っています。

○Ha 委員 ありがとうございます。

T参考人にお伺いをいたしますけれども、これは、団体の共同の目的が何であるかということの関係で、労働組合の目的というのは何であるのか。あるいは、労働組合にいわゆる犯罪行為を実行するための組織というのが恒常的にあるのかどうか。労働組合が重大な犯罪を実行するということは考えられるのかどうか。この三点についてお答えをお願いいたします。

○T参考人 労働組合は、労働者の労働条件を向上し、社会的な地位を高めていくという役割を担っておりますし、犯罪を起こそうなんということはこれっぽっちも思っておりません。おりませんが、先ほど申し上げたように、これまで、いろいろな口実で労働組合の役員が逮捕されたり、あるいは起訴されたりということがあるものですから、慎重に御審議をいただきたいというふうに申し上げておるところでございます。

○Ha 委員 これはT参考人でありますけれども、国際組織犯罪防止条約の締結そのものに反対をされているのか、あるいは、平成十五年の五月の第百五十六回通常国会で、条約の締結を承認する国会決議がなされているわけでありますけれども、これに対して反対の運動をされたのかどうか、この二点についてお伺いいたします。

○T参考人 日本も批准をしております国際組織犯罪防止条約の発効には国内法の整備が必要でありますし、また、安心、安全な生活を確保していくために、組織的な犯罪集団を取り締まることを目的とした法律それ自体は必要であるというふうに認識をしております。